

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 19 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
標記の件については、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成 30 年 3 月 30 日障発 0330 第 4 号）を別紙 1 のとおり、「「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」（平成 30 年 3 月 30 日障発 0330 第 5 号）を別紙 2 のとおり、「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 3」（平成 30 年 5 月 23 日付け事務連絡）を別紙 3 のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

○ 別紙 1 「「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P. 40 17 行目 (改正後)	② ①で準用される <u>基準第 27 条</u> で定める児童発達支援計画について、指定生活介護事業所等に児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、児童発達支援計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。	② ①で準用される <u>基準 27 条</u> で定める児童発達支援計画について、指定生活介護事業所等に児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、児童発達支援計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。
2	P. 42 22 行目 (改正前)	③ <u>基準該当児童発達支援の単位</u> 基準該当児童発達支援の単位については、指定児童発達支援と同趣旨であるので第三の 1 の (1) の④を参照されたい。	③ 基準該当児童発達支援の単位 基準該当児童発達支援の単位については、指定児童発達支援と同趣旨であるので第三の 1 の (1) の①を参照されたい。
3	P. 42 22 行目 (改正後)	③ <u>基準該当児童発達支援の単位</u> <u>基準該当児童発達支援の単位については、指定児童発達支援と同趣旨であるので第三の 1 の (1) の⑤を参照されたい。</u>	③ <u>(略)</u>
4	P. 45 18 行目 (改正後)	(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例 (基準第 54 条の 12) 介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、(5)と同様の理由により、障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス (指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する	(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例 (基準第 54 条の 12) 介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、(5)と同様の理由により、障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス (指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する

		<p>通いサービスを除く。以下この条において同じ。) を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第 172 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は基準第 54 条の <u>12</u> の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 6 において準用する基準第 54 条の <u>12</u> の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及</p>	<p>通いサービスを除く。以下この条において同じ。) を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第 172 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は基準第 54 条の <u>8</u> の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 6 において準用する基準第 54 条の <u>8</u> の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及</p>
--	--	---	---

		<p>び障害児の数の合計数を上限とし、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第71条の6において準用する基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を1日当たりの上限とし、登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。</p> <p>ア 登録定員が26人又は27人の場合、16人</p>	<p>び障害児の数の合計数を上限とし、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第71条の6において準用する基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を1日当たりの上限とし、登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。</p> <p>ア 登録定員が26人又は27人の場合、16人</p>
--	--	--	--

		<p>イ 登録定員が 28 人の場合、17 人 ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第 172 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は基準第 54 条の <u>12</u> の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 6 において準用する基準第 54 条の <u>12</u> の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事</p>	<p>イ 登録定員が 28 人の場合、17 人 ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第 172 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は基準第 54 条の <u>8</u> の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 6 において準用する基準第 54 条の <u>8</u> の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事</p>
--	--	--	--

		<p>者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>⑤（略）</p>	<p>者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>⑤（略）</p>
5	P.55 22行目 (改正前)	<u>(5) 準用（基準第71条）</u>	<u>(6) 準用（基準第71条）</u>
6	P.55 22行目 (改正後)	<p>(3) 準用（基準第71条）</p> <p>基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条、第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(37)まで、(38)の①及び(39)から(41)までを参照されたい。この場合、(15)中「<u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める児童発達支援ガイドライン（平成29年7月24日障発0724第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</u>」とあるのは「<u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める放課後等デイサービスガイドライン（平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 共生型障害児通所支援に関する基準</p> <p>(1) 設備について</p> <p>共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の4</p>	<p>(3) 準用（基準第71条）</p> <p>基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条、第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(37)まで、(38)の①及び(39)から(41)までを参照されたい。この場合、(15)中「<u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める児童発達支援ガイドライン（平成29年7月24日障発0724第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</u>」とあるのは「<u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める放課後等デイサービスガイドライン（平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 共生型障害児通所支援に関する基準</p> <p>(1) 設備について</p> <p>共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の4</p>

		<p>の(4)を参照されたい。</p> <p>(2) 準用 <u>(基準第71条の3)</u></p> <p>① <u>基準第71条の3</u>により、第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条の4まで、第65条及び第70条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用されるものであるから、第三の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(37)まで、(38)の①、(39)から(41)まで、4の(1)から(3)を参照されたい。</p> <p>② ①で準用される<u>基準第27条</u>で定める放課後等デイサービス計画については、共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の4の(5)の②を参照されたい。</p>	<p>の(4)を参照されたい。</p> <p>(2) 準用 <u>(基準第71条の2)</u></p> <p>① <u>基準第71条の2</u>により、第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条の4まで、第65条及び第70条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用されるものであるから、第三の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(37)まで、(38)の①、(39)から(41)まで、4の(1)から(3)を参照されたい。</p> <p>② ①で準用される<u>基準27条</u>で定める放課後等デイサービス計画については、共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の4の(5)の②を参照されたい。</p>
7	P.57 9行目 (改正後)	<p>(1) 従業者の員数(基準第71条の3) <u>基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の5の(1)を参照されたい。</u></p> <p>(2) 設備(基準第71条の4) 基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の<u>5</u>の(2)を参照されたい。</p>	<p>(1) 従業者の員数(基準第71条の3)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)設備(基準第71条の4) 基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の<u>4</u>の(2)を参照されたい。</p>

	<p>(3) 利用定員（基準第71条の5） 基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の<u>5</u>の(3)を参照されたい。</p> <p>(4) 準用（基準第71条の6） 第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条まで、第54条の10から第54条の12まで、第65条及び第70条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(14)の②、(16)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(41)まで（(38)の②を除く。）、第三の<u>5</u>の(5)から(7)までを参照されたい。</p>	<p>(3)利用定員（基準第71条の5） 基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の<u>4</u>の(3)を参照されたい。</p> <p>(4)準用（基準第71条の6） 第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条まで、第54条の10から第54条の12まで、第65条及び第70条（第1項を除く。）<u>及び第70条の2</u>の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(14)の②、(16)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(41)まで（(38)の②を除く。）、第三の<u>4</u>の(5)から(7)まで、<u>第五の3の(3)及び(4)</u>を参照されたい。</p>
--	---	---

- 別紙2「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）の一部改正について」の訂正について

（今回変更点は下線部）

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.20 14行目 (改正後)	<p>⑥ その他運営に関する重要事項（第8号）</p> <p>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障発0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>	<p>⑥ その他運営に関する重要事項（第8号）</p> <p>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>

○ 別紙3 「「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P. 2 26 行目 (改正後)	(1) 届出書類の受取り 指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は基準該当通所支援事業者(以下「指定障害児通所支援事業者等」という。)側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。)第80条に規定する多機能型事業所(以下「多機能型事業所」という。)として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。	(1) 届出書類の受取り 指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、 <u>共生型障害児通所支援事業者</u> 又は基準該当通所支援事業者(以下「指定障害児通所支援事業者等」という。)側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。)第80条に規定する多機能型事業所(以下「多機能型事業所」という。)として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。
2	P. 3 24 行目 (改正後)	2 届出事項の公開 届出事項については、都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)を含む。以下同じ。)において閲覧に供するほか、指定障害児通所支援事業者等においても利用料に係る情報として指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等又は基準該当通所支援事業所(以下「指定障害児通所支援事業所等」という。)で掲示すること。	2 届出事項の公開 届出事項については、都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)を含む。以下同じ。)において閲覧に供するほか、指定障害児通所支援事業者等においても利用料に係る情報として指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等、 <u>共生型障害児通所支援事業所</u> 又は基準該当通所支援事業所(以下「指定障害児通所支援事業所等」という。)で掲示すること。
3	P. 12 27 行目 (改正後)	④ <u>人員欠如減算の具体的取扱い</u> <u>(一) 指定通所基準の規定により配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)</u> については、人員基準上必要と	④ <u>(略)</u>

される員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。（二）、（三）及び（四）において同じ。）について減算される。

また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

（二）（一）以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

（三）常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

（四）多機能型事業所であつて、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の障害児全員について減算される。

4	P.37 21 行目 (改正後)	<p>⑮の3 保育・教育等移行支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の12の3の保育・教育等移行支援加算については、移行支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: fit-content;">以下、今回省略</div>	<p>⑮の3 保育・教育等移行支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の12の3の保育・教育等移行支援加算については、移行支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型障害児通所支援事業所を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: fit-content;">以下、今回省略</div>
5	P.42 2 行目 (改正後)	(iii) 指定通所基準第66条第3項の基準を満たしていること。	(iii) 指定通所基準第66条第3項第1号の基準を満たしていること。
6	P.53 28 行目 (改正後)	<p>③ 特別地域加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の注3の特別地域加算については、2の(4)の②を準用する。</p>	<p>③ 特別地域加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の注1の2の訪問支援員特別加算については、2の(4)の②を準用する。</p>
7	P.54 1 行目 (改正後)	<p>③ 初回加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の2の初回加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。</p> <p>ただし、当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</p>	<p>④ 初回加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の2の初回加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。</p> <p>ただし、当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</p>

	<p>(二) 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</p> <p>④ 家庭連携加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の3の家庭連携加算については、障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。</p> <p>なお、保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できないこと。</p> <p>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の2の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p>	<p>(二) 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</p> <p>⑤ 家庭連携加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の3の家庭連携加算については、障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。</p> <p>なお、保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できないこと。</p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の2の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑦ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p>
--	---	---

8	<p>P.61 2行目 (改正後)</p>	<p>⑬ 地域移行加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>なお、平成33年3月31日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できることとする。</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 死亡退所の場合</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) (略)</p>	<p>⑬ 地域移行加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>なお、平成33年3月31日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できることとする。</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 死亡退所の場合</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) (略)</p>
---	---------------------------	--	--

9	P. 69 18 行目 (改正後)	<p>(3) 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて</p> <p>障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、<u>（2）において算定した件数分</u>について、障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、<u>障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）</u>を割り当てること。</p> <p>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p>	<p>(3) 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて</p> <p>障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、<u>40 件目（相談支援専門員の平均員数が 1 を超える場合にあっては、40 に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。））以降の件数分</u>について、障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、<u>サービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）</u>を割り当てること。</p> <p>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p>
10	P. 80 15 行目 (改正後)	<p>10 サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は<u>当該障害児通所支援</u>の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。</p> <p>なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあた</p>	<p>10 サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は<u>当該障害児通所支援</u>の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。</p> <p>なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあた</p>

		<p>つては次のような事項を確認し、記録するものとする。</p> <p>ア 障害児通所支援の事業所等におけるサービスの提供状況</p> <p>イ サービス提供時の障害児の状況</p> <p>ウ その他必要な事項</p>	<p>つては次のような事項を確認し、記録するものとする。</p> <p>ア 障害児通所支援の事業所等におけるサービスの提供状況</p> <p>イ サービス提供時の障害児の状況</p> <p>ウ その他必要な事項</p>
11	P.82 18行目 (改正後)	(2) 手続 第四の <u>11</u> の(2)の規定を準用する。	(2) 手続 第四の <u>12</u> の(2)の規定を準用する。
12	P.83 15行目 (改正後)	(2) 手続 第四の <u>11</u> の(2)の規定を準用する。	(2) 手続 第四の <u>12</u> の(2)の規定を準用する。

○ 別紙「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 3」(平成 30 年 5 月 23 日)の訂正について

(変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P 1 問 3	<p>当該減算については、(仮に平成 30 年 3 月以前から当該減算が適用されていたとしても)、平成 30 年 4 月を起点として、適用することとする。具体的には、以下のとおりである。</p> <p>『サービス提供職員欠如減算』(所定単位数 × 50/100 の適用について) 平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 6 月から適用することとする。</p> <p>『サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算』(所定単位数 × 50/100 の適用について) 平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 8 月から適用することとする。</p> <p>『個別支援計画未作成減算』(所定単位数 × 50/100 の適用について) 平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 6 月から適用することとする。</p> <p>なお、平成 30 年 3 月以前から当該減算が適用されていた事業所に係る同年 4 月以降の減算割合については、<u>上記減算割合(所定単位数 × 50/100)適用までの期間は、(所定単位数 × 70/100)の減算割合を適用する。</u></p>	<p>当該減算については、(仮に平成 30 年 3 月以前から当該減算が適用されていたとしても)、平成 30 年 4 月を起点として、適用することとする。具体的には、以下のとおりである。</p> <p>『サービス提供職員欠如減算』(所定単位数 × 50/100 の適用について) 平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 6 月から適用することとする。</p> <p>『サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算』(所定単位数 × 50/100 の適用について) 平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 8 月から適用することとする。</p> <p>『個別支援計画未作成減算』(所定単位数 × 50/100 の適用について) 平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 6 月から適用することとする。</p> <p>なお、平成 30 年 3 月以前から当該減算が適用されていた事業所に係る同年 4 月 <u>及び 5 月の減算割合については、改正前と同様の割合を適用する。</u></p>